

家畜衛生だより

消毒命令が告示、HPAI感染を防ぐ農場消毒の実施を！

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒実施の命令が告示されました。

【告示の概要】

告示日：令和5年11月27日（月）

対象：家きんを飼養する農場

実施期日：令和5年11月28日（火）～令和6年5月31日（金）

消毒方法：農場及び家きん舎周囲に消石灰を散布する

（同等の効果が認められる方法への代替も可）

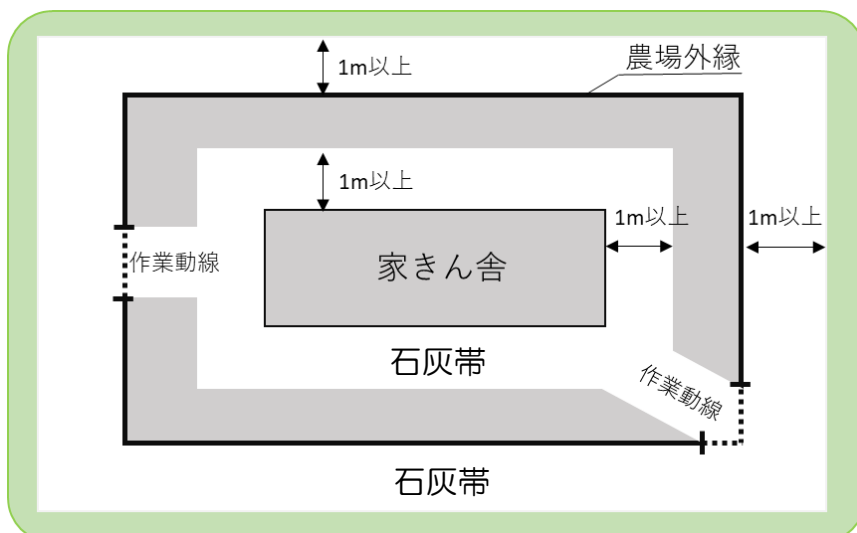
下記の消石灰散布による消毒方法に従い、消毒の実施をお願いします。

また、消毒作業が終了したら、当所まで御連絡ください。

消石灰散布による農場内の消毒方法と注意点

- ① 農場外縁の内側、家きん舎周囲、作業動線を少なくとも1m以上にわたる範囲で地面が白く覆われるように均一に（1㎡当たり1kgを目安）に散布。
- ② 石灰は、繰り返し雨や水に濡れると、消毒効果がなくなるため、定期的に散布を実施。
- ③ 消石灰は、強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用する。
- ④ 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

例：下図の白色部分に石灰を散布



流行シーズン突入

高病原性鳥インフルエンザ発生！



国内の家きん農場において、今シーズン初めて関東での発生がありました。国内環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられます。引き続き衛生管理の徹底をお願いいたします。

	発生場所	発生日	飼養羽数
①	佐賀県鹿島市	11月25日	約4万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)
②	茨城県笠間市	11月27日	約7万2千羽 (採卵鶏・ケージ飼い)

鳥インフルエンザに関する最新情報(農林水産省)はこちらから
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

農場に鳥インフルエンザを入れないために



早期発見・早期通報



人・車両や
野鳥・野生動物を介した
ウイルスの侵入防止



防鳥ネットの再点検



農場周辺の石灰散布など
消毒の徹底



「飼養衛生管理基準の自己点検」について、点検結果を毎月10日までに報告してください！また、死亡羽数についても当所あてご提出ください！